

「成年後見制度利用促進」を考える研修会

国の成年後見制度利用促進基本計画では、本人を後見人とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」等という2つの基本的仕組みを有する「地域連携ネットワーク」を要し、適切に運営するには、「中核機関」が必要であるとされています。

協力機関と私たちは、現状と課題を踏まえながら、「チーム」と「協議会」と「中核機関」等について議論を重ねて参りました。これらの論点を共有し、関係者の皆様とともに「成年後見制度利用促進」を考える研修会を開催します。皆様のご参加をお待ちしております。

1.開会挨拶

2.後見人としての実践事例報告（各20分）



- 市民後見人の実践事例 社会福祉士の実践事例 弁護士の実践事例

3.シンポジウム「利用しやすい成年後見制度を目指して」(60分)

- ◇ 「行政担当者の視点から」 釧路市役所 福祉部 障がい福祉課長 熊谷 瑠美子 氏
- ◇ 「市民後見人の視点から」 釧路市権利擁護成年後見センター長 宮嶋 譲 氏
- ◇ 「専門職後見人の視点から」 釧路弁護士会 友澤 太郎 氏（高齢者・障がい者委員長）
- ◇ 「支援者の視点から」 釧路地区介護支援専門員協会長 吉野 整子 氏
- ◇ 「司法福祉の視点から」 法テラス釧路法律事務所 弁護士 武井 祥 氏
- ◆ コーディネート 北海道社会福祉士会釧路地区支部長 竹田 匡 氏
- ◆ 助言者 釧路家庭裁判所 判事 小林 謙介 氏

日時 平成31年1月18日（金）13時30分から15時45分まで
場所 ANAクラウンプラザホテル釧路 3F万葉の間 釧路市錦町3-7

対象	十勝総合振興局・オホーツク総合振興局・釧路総合振興局・根室振興局内 保健・医療・福祉・介護・行政・司法関係者・市民後見人等
費用	受講に係る費用は無料 ※公益社団法人日本社会福祉士会(2018)「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」を希望される方は1,200円でご用意いたしますので、裏面の申込書によりお申込みください。
申込	定員150名（先着順） 申込締切:2019年1月9日(水)
主催	北海道社会福祉士会釧路地区支部 問合せ先:0154-57-5228(担当者 NPO法人きらり)
協力機関	釧路家庭裁判所・北海道釧路総合振興局保健環境部社会福祉課・釧路市・釧路市権利擁護成年後見センター・釧路弁護士会
備考	ANAクラウンプラザホテル釧路の駐車場(60台)・3時間に限り無料になります。

1. チーム:本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み、基本的には、日常生活圏域(場合によっては自治体圏域)で完結する場合が多いと思われます。
2. 中核機関:①地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進の強化に向けて、全体構想の設計と、その現実に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」、②地域における「協議会」を運営する「事務局機能」、③地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」(公益社団法人日本社会福祉士会(2018)「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」,p13-14)

「成年後見制度利用促進」を考える研修会 申込書

1. 出席される方の職種又は職名と氏名を記載願います。
2. 本研修会をより理解するために、公益社団法人日本社会福祉士会（2018）「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」をご用意頂きますようお願いいたします。この手引きの購入を希望される方は、手引きの希望の欄に○をつけ、合計数と金額、領収書の有無を記載の上、お申込みください。
3. この手引きは、厚生労働省のホームページからもダウンロード可能です
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

機関（団体）名	
電話番号	
担当者	

	職種（職名）	氏名	手引きの希望
1			有 ・ 無
2			有 ・ 無
3			有 ・ 無
4			有 ・ 無
5			有 ・ 無
6			有 ・ 無
7			有 ・ 無
8			有 ・ 無
9			有 ・ 無
10			有 ・ 無


 有の場合は必ず記入ください

手引きを _____ 冊 × 1,200円 = _____ 円分申込みます。

領収書の有無： 必要（宛名： _____）

不要

◆ 定員を超えた場合のみ、個別に調整の上、ご連絡差し上げますので連絡がない限り受講可能です。

申込専用FAX 0154-57-5228